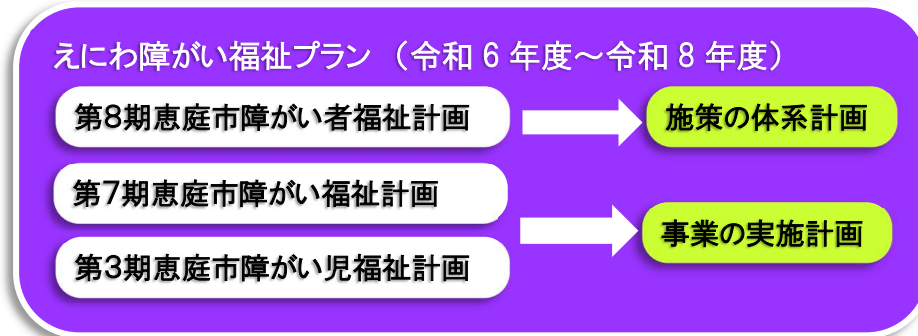


えにわ障がい福祉プランの策定について

1. えにわ障がい福祉プランの策定

「えにわ障がい福祉プラン」は、障がい者施策に関する基本的な計画である「第8期恵庭市障がい者福祉計画」と、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス見込量や提供体制に関する目標を定めた「第7期恵庭市障がい福祉計画」、及び障害児通所支援等の提供体制やその他障がい児支援施策に関する方向性や目標を定めた「第3期恵庭市障がい児福祉計画」を統合した計画です。現行のえにわ障がい福祉プランの計画期間は令和6年度から令和8年度となっており、本年度をもって計画期間が終了となるため、新たに「えにわ障がい福祉プラン」を策定するものです。

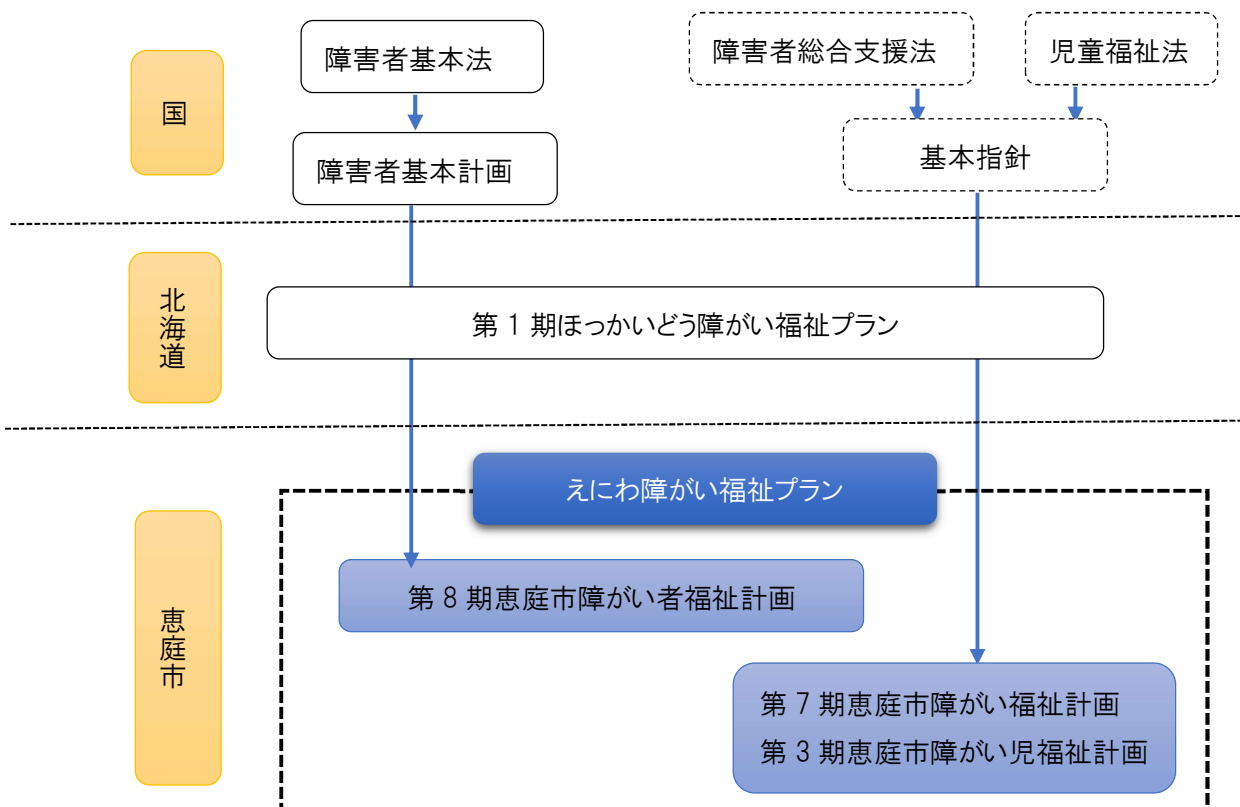


2. 策定の根拠

計画策定の根拠については、「恵庭市障がい者福祉計画」は障害者基本法第11条第3項(※1)の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」を基本として、策定します。

恵庭市障がい福祉計画および恵庭市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条(※2)および児童福祉法第33条の20(※3)の規定に基づき、国の定める基本指針を基本として、策定します。また、どちらも第1期ほっかいどう障がい福祉プランと整合性を図ります。

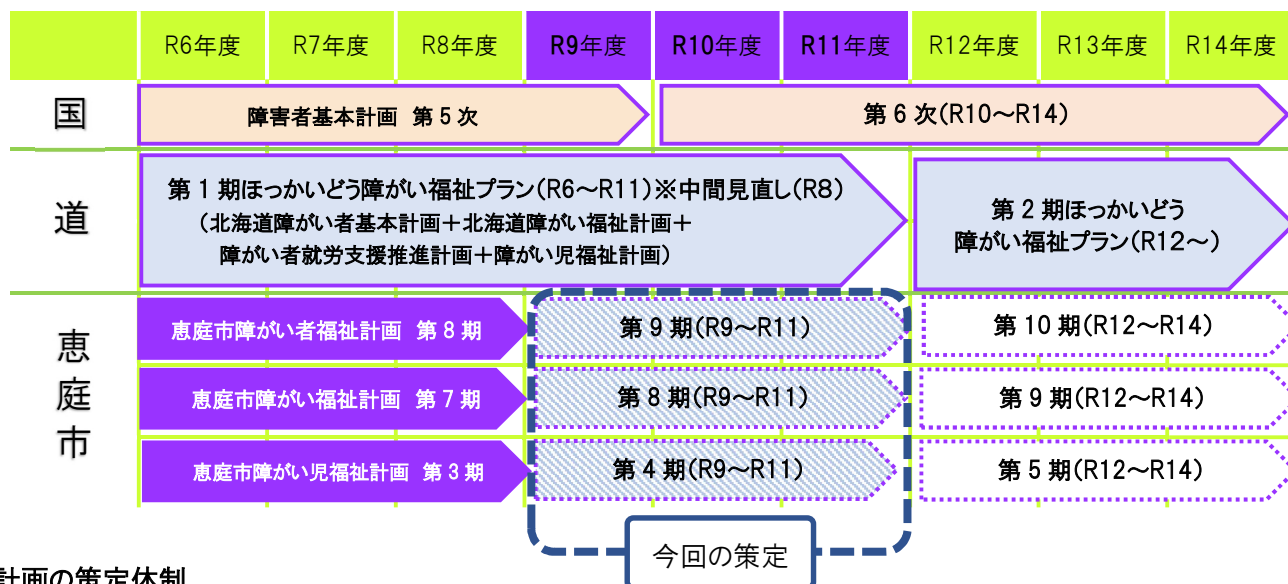
計画の位置づけ



3. 計画期間について

計画期間については、国が策定する障害者基本計画は計画期間が5年となっています。一方で、道が令和6年度より策定している第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（北海道障がい者基本計画＋北海道障がい福祉計画＋障がい者就労支援推進計画＋障がい児福祉計画）は、計画期間が6年、中間見直しが3年目（令和8年度）であることから、恵庭市は、これまで通り計画期間を3年とする予定としております。

計画期間



4. 計画の策定体制

「恵庭市社会福祉審議会」及び庁内会議である「恵庭市保健福祉推進会議」での審議、「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」やパブリックコメントでの意見聴取を踏まえ策定していくこととします。

5. 主なスケジュール(予定)

- ・アンケート調査 実施(6月)、集計(7月～8月)
- ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催(7月、10月、11月、2月)
- ・障がい者地域自立支援協議会(5月、9月、10月、2月)
- ・パブリックコメントの実施(12月～1月)
- ・市議会常任委員会への報告(6月、10月、12月、3月)
- ・計画策定(3月)

※1 『市町村は、政府が定めた「障害者基本計画」及び都道府県が策定した「都道府県障害者計画」を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。』

※2 『市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。』

※3 『市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。』